

## 鳥取県告示第192号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月6日

鳥取県知事 片山善博

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町澄水字上山神668の2から668の8まで、字大谷東平686の1から686の4まで、686の7から686の12まで(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、686の13から686の17まで、字大谷西平687の1、687の2、687の6から687の13まで、字奥冥加谷688の2

### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町河原字西村304、304の1、305、305の1、305の2、306、308、309、311、311の1、312から314まで、314の1、314の2、315、318の1から318の3まで、319、319の1、320から322まで、322の1、328の1、329から331まで、1255、1256、字柳谷307、316の2、1239の1から1239の3まで、1240から1245まで、字木落316、316の1、1246から1251まで、1251の1、青谷町桑原字境口804の4、804の8(次の図に示す部分に限る。)、804の9、804の10、804の12、804の13、804の16、804の17、804の20、804の21、804の24、804の26、804の44、青谷町楠根字北空574、578

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

青谷町楠根字北空574、578

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町大坪字天神533、537の1、537の2、541、青谷町山根字寺谷653の1、654、891の6、字北谷896の1、青谷町河原字堂坂736の1、字家ノ前956の1、字佛教寺1258、字家ノ空1418の1、青谷町澄水字前田112の1、113、114、504、字上湯棚473、474、字澄谷488、491、字村内516、字下モ山神559の1、559の2、563、字今西588、青谷町桑原字小カス平783の2、784の2、字土谷841の2、841の3、841の14、字玄谷879

の2、字萬場892、893、字六郎谷916の5（次の図に示す部分に限る。）、字谷奥977、982、983、青谷町北河原字川積奥356、356の1、青谷町楠根字北空572、573の1、573の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

青谷町北河原字川積奥356、356の1、青谷町楠根字北空572、573の1、573の3

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）